

別表第 19 号 技術的条件・設計認証審査に係る標準手数料(第55条関係)

(3) 技術的条件・設計認証審査に係る標準手数料(消費税別)

(2020年11月1日)

端末機器の種類	手数料の額(円)		試験結果報告等書類(*1)の提出あり(*2)			
			新規		一部変更(*3)	
	単独	複合(*4)	単独	複合(*4)		
1 移動通信端末機器	266,000	226,000	172,000	130,000		
2 専用通信回線設備等端末機器						
①インタフェースの種類 1(*5)	126,000	84,000	92,000	50,000		
②インタフェースの種類 2以上	136,000	88,000	100,000	52,000		
3 インターネットプロトコル電話用 設備端末機器(*10)						
①データ通信の場合	224,000	204,000	128,000	108,000		
②音声通信(データ通信含む)の 場合	293,000	267,000	168,000	141,000		
4 その他の通信端末機器	282,000	240,000	178,000	136,000		

- (*1) 「試験結果報告等書類」とは、業務規程別表第2号に定める書類をいう。
- (*2) 「試験結果報告等書類」の提出がない場合は、当協会において試験を実施します。試験費用は別途見積ります。
- (*3) 「一部変更」とは、既に認定を受けた者が当該認定に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証の申込みをいう。
- (*4) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合、又は業務規程第33条第3項の技術的条件複合端末に係る申込みをいう。
- (*5) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。
- (*6) 大口申込者に係る認定等審査手数料金の減額については、業務規程第55条第6項の規定による。
- (*7) 既に認証を受けた端末機器について、当該認証を受けた者とは別の者が新たに認証を受けようとする場合は、試験結果報告等書類の提出ありの一部変更欄に掲げる額から3万円を減額する。
- (*8) 既に認証を受けた端末機器について、名称変更の申込みをする場合は、試験結果報告等書類の提出ありの一部変更欄に掲げる額から3万円を減額する。複合の場合は、主たる機能を有する種類の端末機器についての手数料額から3万円を減額した額とする。
- (*9) インターネットプロトコル電話用設備端末機器の複合認定のEM認定については10万円、DM認定については5万円を減額する。
- (*10) 複合認定の内、LM 認定に係る機器は、「3 インターネットプロトコル電話用設備端末機器」の料金とする。本認定に係る内線構成品がある場合(一部変更を除く)、表に掲げる額に3万円を加算する。